

八千代市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に係る
事務取扱要領

制 定 平成18年2月22日

最終改正 平成25年1月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年八千代市条例第28号。以下「条例」という。）に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 条例第2条に規定する契約は、次に掲げる契約をいうものとする。

(1) 第1号関係

物品の賃貸借契約（物品の保守が含まれる賃貸借契約を含む。）

(2) 第2号関係

物品の賃貸借契約に伴う物品保守委託契約

(3) 第3号関係

庁舎その他市の施設の建物に係る清掃業務委託契約，人的警備業務委託契約，機械警備業務委託契約，受付案内業務委託契約，電話交換業務委託契約，及び建築設備の管理業務委託契約

(4) 第4号関係

塵芥収集運搬業務委託契約，廃棄物の分別業務委託契約，資源物等の収集運搬業務委託契約

(5) 第5号関係

ごみ袋管理配送業務委託契約

(6) 第6号関係

情報データ提供業務委託契約

(7) 第7号関係

データ入力業務委託契約，データ処理業務委託契約

(8) 第8号関係

情報ネットワーク運用管理業務委託契約，システム運用管理業務委託契約，システム運用支援業務委託契約

(9) 第 9 号関係

バス車両運行管理業務委託契約

(10) 第 10 号関係

保管自転車返還業務委託契約, 保管自転車整理移動業務委託契約

(契約期間)

第 3 条 長期継続契約の契約期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えないものとする。

(1) 条例第 2 条第 1 号及び 2 号に掲げる契約 5 年（ただし、条例第 2 条第 1 号に係る物品について、耐用年数、商慣習その他により契約期間が 5 年を超えることが適当と認められる場合は、当該 5 年を超える期間とすることができる。）

(2) 条例第 2 条第 3 号から第 10 号に掲げる委託契約 3 年（ただし、契約期間が 3 年を超えることが適当と認められる場合は、当該 3 年を超える期間とすることができる。）

(例規その他の適用)

第 4 条 長期継続契約に係る契約区分、事務決裁その他の例規等の適用については、当該年度の月額に 1 2 を乗じて得た額によるものとする。

(留意事項)

第 5 条 長期継続契約に係る事務にあたっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 執行伺

ア 契約期間

契約期間は、契約の全期間を記載し、備考欄に長期継続契約であることを明記する。

イ 金額

金額には当該年度の執行予定額を記載し、備考欄に契約の全期間の予定金額及び当該年度の執行予定月額に 1 2 を乗じて得た額を記載する。

単価契約については、金額には当該年度の執行予定額を記載し、備考欄に契約の全期間の予定金額及び 1 2 か月分の予定数量に単価を乗じて得た額を記載する。

(2) 入札公告又は指名通知

入札公告等には契約の全期間を記載するとともに、長期継続契約であることを明記する。

(3) 入札（見積）金額

原則として月額とする。（単価契約の場合は単価とする。）

(4) 契約書

ア 契約書作成の要否

八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号。以下「財務規則」という。）第145条第1項第1号の規定にかかわらず、すべて契約書を作成する。

イ 契約期間

契約期間には契約の全期間を記載するとともに、長期継続契約であることを明記する。

ウ 契約金額

契約金額は、原則として月額で表記する。（単価契約の場合は単価を記載する。）

エ 予算の減額又は削除による契約解除

長期継続契約の契約書には、「翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する」旨を規定しなければならない。

(5) 業務完了報告書（単価契約の場合は不要）

ア 委託の名称

件名の後に括弧書きで長期継続契約・〇年度分と記載する。

イ 委託期間

委託期間は、契約の全期間を記載する。

ウ 委託金額等

委託金額等は、当該年度の金額を記載する。

(6) 入札保証金、契約保証金及び違約金

長期継続契約に係る入札保証金等については、財務規則第130条又は第146条に定めるもののほか、次のとおり取り扱う。

種 別	月 額 の 場 合	年 額 の 場 合	単 価 の 場 合
入札保証金	入札金額に12を乗じて得た額の5分	入札金額の5分	入札金額に12か月分の予定数量を乗じて得た額の5分
契約保証金	契約金額に12を乗じて得た額の1割	契約金額の1割	契約金額に12か月分の予定数量を乗じて得た額の1割
違 約 金	契約金額に12を乗じて得た額の1割	契約金額の1割	契約金額に12か月分の予定数量を乗じて得た額の1割

備考 違約金は、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われていない場合に適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年2月22日に施行し、平成18年度予算に係る契約から適用する。
- 2 平成18年度が物品のリース契約等の2年度目以降となる契約についても長期継続契約とみなして、この要領を適用する。

附 則

この要領は、平成21年2月4日に施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月29日に施行し、平成22年度予算に係る契約から適用する。

附 則

この要領は、平成25年1月31日に施行し、平成25年度予算に係る契約から適用する。